

Digit@Link ネットレス Q 利用規約 新旧対照表

変更前	変更後
第 3 条(本サービスの内容) (略) 11. 以下の各号に例示するもの(ただし、これらに限らません。)<u>は</u>、本サービスの保守範囲の対象外とします。 (略)	第3条(本サービスの内容) (略) 11. 以下の各号に例示するもの(ただし、これらに限らせん。)<u>は</u>、本サービスの保守範囲の対象外とします。 (略)
第 6 条(契約者の名称等の変更) 1. 契約者は、その名称、住所<u>又は</u>代表者について変更があったとき(相続及び法人の合併による場合を含みます。)<u>は</u>、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。 2. 契約者が当社の指定する本サービスの対象エリア外に移転した場合は、本サービスの一部を受けられなくなる場合があります。	第 6 条(契約者の名称等の変更) 1. 契約者は、その名称、<u>商号</u>、住所、代表者、<u>電子メールアドレス又は電話番号</u>について変更があったとき(相続及び法人の合併による場合を含みます。)<u>は</u>、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。 2. <u>当社が、契約者情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。</u> 3. <u>契約者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。</u> 4. 契約者が当社の指定する本サービスの対象エリア外に移転した場合は、本サービスの一部を受けられなくなる場合があります。
(新設)	2014年3月28日 改訂 2021年12月22日 最終改訂

以上